
■□■ 資格問題の諸情報・電子版速報 No. 21 ■□■

一般社団法人 日本臨床心理士会

☆INDEX☆

1. [ごあいさつ] 電子版速報No.21 の配信にあたって
2. [当会の動き] (1) 代議員選挙 / (2) 国家資格化の成否は『二択』 / (3) 今後の活動について
3. [臨床心理士関係 4 団体関連の動き] (1) 当会 / (2) 日本心理臨床学会 / (3) 日本臨床心理士資格認定協会 / (4) 日本臨床心理士養成大学院協議会 / (5) 臨床心理士関係 4 団体会合
4. [他団体等の動き] (1) 三団体会談 / (2) 日本精神神経学会

-
- ◆
1. [ごあいさつ] 電子版速報 No. 21 の配信にあたって
-

「公認心理師法案」の通常国会への〈再提出〉要望

会長 村瀬 嘉代子

春の草花が南から芽吹き始めたこのごろです。前号でお伝えしましたように、当会では昨年 6 月 16 日に国会に提出された「公認心理師法案」のこの通常国会への〈再提出〉を要望し（平成 26 年 12 月 22 日常任理事会決定）、以下の文書を国会議員に届けるとともにホームページにも掲載しました。

「公認心理師法案」の〈再提出〉・成立が実現するかどうかは私どもの強い願いと努力にかかっております。また国家資格は臨床心理士の要望だけで成るものではなく、外のさまざまな状況から決まらざるを得ないことは、これまでの経緯からも明らかです。このことをご賢察くださいますと、今後の法案成立に向けて改めてご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 26 年 12 月 22 日

国会議員 様

一般社団法人 日本臨床心理士会

会長 村瀬嘉代子

『公認心理師法案』再提出のお願い

拝啓 時下ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、9月からの臨時国会にて「三団体要望書」に端を発しました『公認心理師法案』の審議が衆議院文部科学委員会ではなされる運びとなっておりましたが、衆議院解散となり、残念ながら審議未了のため廃案となりました。

『公認心理師法案』につきましては、これまで長年にわたる心理職者並びに医療団体の意見集約、関係各職種の皆さま、当事者の皆さまのご理解の中、関係国会議員の先生方のなみなみならぬご尽力のもとに、平成26年6月16日に国会提出に至りました。この経緯を重く受け止め、当会としましても、来年1月からの通常国会に6月に提出されました『公認心理師法案』が再提出されまことを強く要望いたします。

連絡先：

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-8

太陽館ビル401

電話：03-3817-6801 fax：03-3817-6802

2. [当会の動き等] (1) 代議員選挙 / (2) 国家資格化の成否は『二択』 / (3) 今後の活動について

(1) 代議員選挙

2月早々にお手元に被選挙人名簿と投票用紙が届いたかと思えます。この選挙では例年になく立候補者が多く、選挙のある県が例年の3倍ほどとなっております。資格問題との関係で、この選挙は「公認心理師法案」の成否の動向に大きく影響する状況にもなっております。当会の要望、意見等はホームページ (<http://www.jsccp.jp/>) に掲載しておりますので是非ごらんください。

(2) 国家資格化の成否は『二択』

昨年6月に国会に提出され11月に衆議院解散のために廃案になった「公認心理師法案」の再提出要望書は、三団体を含む63団体(2月11日現在)から出されています。この中には無修正での成立を要望する医療の団体が含まれています。

国家資格化は、臨床心理士関係者（団体）だけの要望で進むわけではなく、他の諸団体も関係するさまざまな調整の中で進められます。「公認心理師法案」はそのような難しい状況のなかで、ギリギリの調整が行われて作られました。

この法案について、当会理事会は昨年7月26日に早期成立要望を決議し、12月22日に当会常任理事会は法案再提出に賛同を決定しております。このような経緯からして＜再提出＞を要望するにあたり、臨床心理士資格との比較で「公認心理師法案」の“問題点”をことさらに強調することは、2005年の轍を踏む結果になると考えられます。

私たちは現在、以下の『二択』という状況に置かれています。

- ① 昨年6月提出の「公認心理師法案」の＜再提出＞により成立をめざす
- ② 臨床心理士資格との比較で「公認心理師法案」の“問題点”をことさらに強調して、法案作成に至った調整のバランスを損ない、国家資格化を断念するに至る

(3) 今後の活動について

当会としましては主に永田町を中心に国会議員陳情を行なっていますが、議員陳情は地元からの陳情がとても大事で有効です。これまで同様、都道府県臨床心理士会からの陳情を積極的によろしくお願いいたします。

尚、陳情のアポイントのためのFAX送信は問題ありませんが、陳情書のFAX送信につきましては、場合によってはご迷惑ともなる場合もありますので、できるだけ出向いての陳情が望ましいです。

陳情にあたっては以下のような資料（文書）を持参されるとよいでしょう。

① 当会の『公認心理師法案』再提出のお願い文書（できれば宛名は各国会議員名を記載）
http://www.jsccp.jp/userfiles/news/general/file/20141224141251_1419397971878120.pdf

② 『公認心理師法案』国会再提出を要望するメッセージ
http://www.jsccp.jp/suggestion/license/pdf/kouninshinrishiouan_saitaisyutu.pdf

③ 公認心理師法案のポイント
http://www.jsccp.jp/suggestion/license/pdf/20150203houan_point.pdf



3. [臨床心理士関係 4 団体関連の動き] (各団体のホームページをご参照ください。)

- (1) 当会
- (2) 日本心理臨床学会
- (3) 日本臨床心理士資格認定協会
- (4) 日本臨床心理士養成大学院協議会
- (5) 臨床心理士関係 4 団体会合

(1) 一般社団法人 日本臨床心理士会 <http://www.jsccp.jp>

当会のホームページのトップページの右側中央にオレンジ色で囲まれた【国家資格実現】という見出しがあります。そこから『資格問題の諸情報・電子版速報』の No. 1～No. 20、「国家資格化をめぐるQ&A」、その他の関連資料を見ることができます。

(2) 一般社団法人 日本心理臨床学会 <http://www.ajcp.info/>

日本心理臨床学会は、12月14日の業務執行理事会で「『公認心理師法案』再提出のお願い」を出すことを決め、早速ホームページに掲載しました。

<http://www.ajcp.info/pdf/20141214.pdf>

【後に掲載の資料3】

(3) 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 <http://www.fjcbcp.or.jp/>

諸情報については協会ホームページをご確認ください。

(4) 日本臨床心理士養成大学院協議会 <http://www.jagpcp.jp/>

諸情報については協会ホームページをご確認ください。

(5) 臨床心理士関係4団体会合

第14回の会合が1月25日に開催され、4団体それぞれのスタンスが報告され意見交換がなされました。今後も開催予定です。



4. [他団体等の動き] (1) 三団体会談

(2) 日本精神神経学会

(3) 精神科七者懇談会

(1) 三団体会談 <http://3dantai-kaidan.jp/>

11月28日に三団体会談は、1月からの通常国会に法案が再提出されることを求めることを決め、「『公認心理師法案』再提出のお願い」を出し、ホームページに掲載しました。

http://3dantai-kaidan.jp/activity/saiteishutsu_negai141128.pdf

【後に掲載の資料1】

なお、三団体はそれぞれに加盟団体に再提出要望書を提出することを要請し、逐次提出された要望書を集約し、当事者団体からのものを含めてホームページに掲載しています。

http://3dantai-kaidan.jp/activity/sai_teishutu141223.html

(2) 公益社団法人 日本精神神経学会 <https://www.jspn.or.jp/>

11月28日付で「公認心理師法案の無修正成立の要望書」を出し、ホームページに掲載しました。

<https://www.jspn.or.jp/activity/opinion/2014/20141128.pdf>

【後に掲載の資料2】

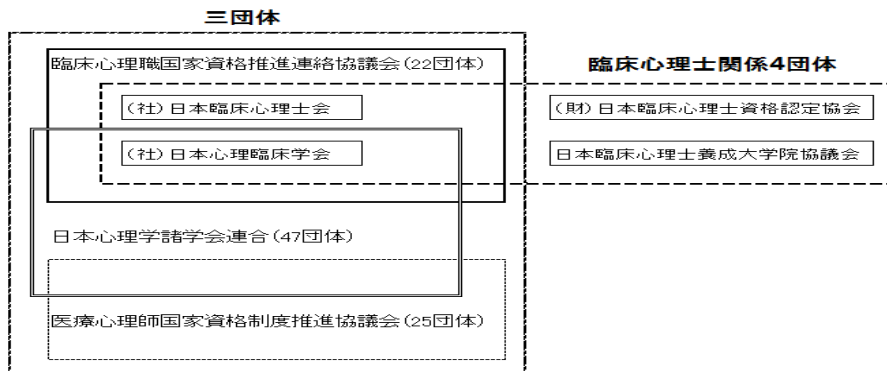
(3) 精神科七者懇談会

12月26日付で日本精神神経学会と同様の内容の「公認心理師法案の無修正成立の要望書」を出しました。

【用語解説】

- * 「三団体」：臨床心理職国家資格推進連絡協議会（略称：推進連）、医療心理師国家資格制度推進協議会（略称：推進協）、日本心理学諸学会連合（略称：日心連）
- * 精神科七者懇談会：日本精神神経学会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本総合病院精神医学会、国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、全国自治体病院協議会精神科特別部会
- * 資格関連団体関係図

心理職の国家資格化の関連団体



資料 1

平成 26 年 11 月 28 日

国会議員 様

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代
医療心理師国家資格制度推進協議会
会長 織田正美
日本心理学諸学会連合

『公認心理師法案』再提出のお願い

拝啓 時下ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、9月からの臨時国会にて「三団体要望書」に端を発しました『公認心理師法案』の審議が衆議院文部科学委員会でなされる運びとなっておりましたが、国会解散となり、残念ながら審議未了のため廃案となりました。

『公認心理師法案』につきましては、これまで長年にわたる心理職者並びに医療団体の意見集約、関係各職種の皆さま、当事者の皆さまのご理解の中、関係国会議員の先生方のなみなみなならぬご尽力のもとに、平成26年6月16日に国会提出に至りました。この経緯を重く受け止め、私どもとしましては、来年1月からの通常国会に6月に提出されました『公認心理師法案』が再提出されますことを強く要望いたします。

別紙で「三団体要望書」提出団体〔臨床心理職国家資格推進連絡協議会（25団体）、医療心理師国家資格制度推進協議会（25団体）、日本心理学諸学会連合（50団体）〕の資料を添付いたします。

構成団体

推進連	日心連
（臨床心理職国家資格推進連絡協議会）	（日本心理学諸学会連合）
西日本心理劇学会	産業・組織心理学会
日本カウンセリング学会	日本 EMDR 学会
日本学生相談学会	日本 LD 学会
日本家族心理学会	日本応用教育心理学会
日本学校メンタルヘルス学会	日本応用心理学会
日本芸術療法学会	日本カウンセリング学会
日本ゲシュタルト療法学会	日本学生相談学会
日本コラージュ療法学会	日本家族心理学会
日本催眠医学心理学会	日本学校心理学会
日本産業カウンセリング学会	日本感情心理学会
日本心理劇学会	日本基礎心理学会
日本心理臨床学会	日本キャリア教育学会
日本精神衛生学会	日本教育心理学会

日本精神分析学会
日本電話相談学会
日本人間性心理学会
日本箱庭療法学会
日本描画テスト・描画療法学会
日本ブリーフサイコセラピー学会
日本遊戯療法学会
日本リハビリテーション心理学会
日本臨床心理士会
日本臨床動作学会
日本ロールシャッハ学会
包括システムによる日本ロールシャッハ学会

(25 団体)

推進協

(医療心理師国家資格制度推進協議会)

S S T 普及協会
国立精神医療施設長協議会
精神医学講座担当者会議
全国自治体病院協議会精神科特別部会
全国保健・医療・福祉心理職能協会
日本医師会
日本教育カウンセラー協会
日本健康心理学会
日本作業療法士協会
日本児童青年精神医学会
日本小児科学会
日本心身医学会
日本心理学会
日本心療内科学会
日本精神科看護協会
日本精神科病院協会
日本精神神経科診療所協会
日本精神神経学会
日本精神保健福祉士協会
日本総合病院精神医学会

日本グループ・ダイナミックス学会
日本 K-ABC アセスメント学会
日本健康心理学会
日本交通心理学会
日本行動科学学会
日本行動分析学会
日本コミュニティ心理学会
日本コラージュ療法学会
日本催眠医学心理学会
日本産業カウンセリング学会
日本質的心理学会
日本社会心理学会
日本自律訓練
日本心理学会
日本心理臨床学会
日本ストレスマネジメント学会
日本青年心理学会
日本生理心理学会
日本動物心理学会
日本特殊教育学会
日本乳幼児医学・心理学会
日本人間性心理学会
日本認知・行動療法学会
日本認知心理学会
日本パーソナリティ心理学会
日本バイオフィードバック学会
日本箱庭療法学会
日本発達心理学会
日本犯罪心理学会
日本福祉心理学会
日本ブリーフサイコセラピー学会
日本マイクロカウンセリング学会
日本遊戯療法学会
日本リハビリテーション心理学会
日本理論心理学会
日本臨床心理学会

日本認知・行動療法学会

日本臨床動作学会

日本認知療法学会

(50 団体)

日本病院地域精神医学会

日本リハビリテーション医学会

日本臨床心理学会

リハビリテーション心理職会

(26 団体)

資料 2

平成26年11月28日

公認心理師法案の無修正成立の要望書

公益社団法人日本精神神経学会
理事長武田雅俊

謹啓

平素、私ども日本精神神経学会（以下、本学会）の活動にご理解ご支援をいただき、まことに有難うございます。

本学会は、第186回国会において衆法第43号として受理された「公認心理師法案」（以下、法案）が、11月21日に第187回国会が解散し審議未了となったことにより廃案とされたことを、極めて憂慮しております。つきましては、法案の今後の取扱いについて、下記の通り要望いたします。

本学会は、日本の精神医学・医療・保健・福祉（以下、精神科医療）に関連する重要事項について数々の提言を行って参りました。同時に、精神科医療に関わる主要6団体（国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、（公社）全国自治体病院協議会、（公社）日本精神科病院協会、（公社）日本精神神経科診療所協会、（社）日本総合病院精神医学会）と協議し、精神科七者懇談会としても活動を行っております。

とりわけ心理職の国家資格化については、精神科医療の重要事項であり最も喫緊の課題であるため、本学会は、平成17年に「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」に対する緊急見解を表明した上で、「心理技術職の国家資格化に関する委員会」を設置して、これまで検討を重ねて参りました。精神科七者懇談会においても他の6団体と協議を重ね、去る6月16日に「心理職の国家資格化に関する要望書」（別紙1）を公表しております。

この度の法案は、関係各位、関係機関、関係団体が長年にわたって論議を重ね、合意形成に向けた努力が実を結んだことにより、国会上程となったものです。本学会

は精神科七者懇談会の他の6団体とともに、心理5団体（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理職国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合、（社）日本心理臨床学会、（社）日本臨床心理士会）と一致して、法案の早期実現を切望して参りました。

本学会は、ここまでに至る長い経緯に鑑みて、来るべき次期国会において、法案が無修正で再上程され早期に成立することを強く要望いたします。法案の修正は、合意形成に向けた多年の努力が水泡に帰してしまうことであり、容認出来るものではありません。

関係各位、関係機関、関係団体には一層のご理解ご支援をお願い申し上げます。
謹白

資料3

平成26年12月14日

国会議員様

一般社団法人 日本心理臨床学会
理事長 野島一彦

『公認心理師法案』再提出のお願い

拝啓 時下ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、9月からの臨時国会にて「三団体要望書」に端を発しました『公認心理師法案』の審議が衆議院文部科学委員会でなされる運びとなっておりましたが、国会解散となり、残念ながら審議未了のため廃案となりました。

『公認心理師法案』につきましては、これまで長年にわたる心理職者並びに医療団体の意見集約、関係各職種の皆さま、当事者の皆さまのご理解の中、関係国会議員の先生方のなみなみならぬご尽力のもとに、平成26年6月16日に国会提出に至りました。この経緯を重く受け止め、本学会としましても、来年1月からの通常国会に6月に提出されました『公認心理師法案』が再提出されますことを強く要望いたします。

連絡先：一般社団法人 日本心理臨床学会
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル501
電話：03-3817-5851 fax：03-3817-7800

このメールは、日本臨床心理士会事務局より、代議員等役員並びに各都道府県臨床心理士会事務局等に配信しております。お問い合わせは一般社団法人日本臨床心理士会事務局 office@jsccp.jp まで。
